

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年10月31日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
【事務連絡者氏名】	田原 輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、投資信託約款の変更（信託期間の無期限化）にかかる書面決議の実施にともなう所要の変更を行いますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書のうち以下の記載内容を訂正します。

（＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している _____ 下線部は訂正部分です。＜更新・訂正後＞に記載している内容は、原届出書が更新・訂正されます。）

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.08%^{*}（税抜1.0%）となっております。

^{*}消費税率が10%になった場合は、1.10%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」^{（注）}により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（１２）【その他】

<更新・訂正後>

a. 申し込みの方法

当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引

の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド(毎月分配型)累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約(「累積投資契約」)を締結します。

「農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド(毎月分配型)累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約(「累積投資契約」)については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託約款の変更について

「農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド(毎月分配型)」の信託期間変更に係る投資信託約款の変更について

「農林中金<パートナーズ> J-REITインデックスファンド(毎月分配型)」につきまして、投資信託約款上、2022年11月24日をもって信託期間が終了しますが、足元の状況等を踏まえた投資ニーズに鑑み、運用を継続することが受益者の利益に資するとの判断から、2020年1月24日に投資信託約款を変更し、信託期間を変更(無期限化)する予定です。

投資信託約款の変更手続きについては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づく書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。2019年11月1日時点の受益者が、その保有する受益権の口数に応じて議決権を有します。

2019年11月1日から2019年12月6日まで行使された議決権集計の結果、賛成の議決権数が全議決権数の3分の2以上である場合に、本書面決議は成立し、投資信託約款は変更されます。決議されなかった場合は、その旨を速やかに全受益者に通知いたします。

本書面決議の結果につきましては、2019年12月11日(予定)以降、委託会社への照会およびホームページでご確認できます。

(フリーダイヤル) 0120-439-244

(ホームページ) <http://www.ja-asset.co.jp/>

ファンドの購入に際しては、上記の記載内容をご理解のうえ、お申し込みください。

- b. 日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.08%^{*}（税抜1.0%）となっております。

*消費税率が10%になった場合は、1.10%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.432%^{*}（税抜0.40%）の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、0.44%となります。

（略）

ファンドが投資対象とするJリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

<訂正後>

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.44%(税抜0.40%)の率を乗じて得た額とします。

(略)

ファンドが投資対象とするJリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用(消費税等に相当する金額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年率0.00324%^{*}(税抜0.003%))を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

*消費税率が10%になった場合は、0.0033%となります。

(略)

(略)

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<訂正後>

(略)

投資信託財産に関する租税および投資信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用(消費税等に相当する金額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年率0.0033%(税抜0.003%))を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(略)

(略)

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1)～(3) (略)

(4) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.08%^{*}（税抜1.0%）となっております。

*消費税率が10%になった場合は、1.10%となります。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(5) (略)

<訂正後>

(1)～(3) (略)

(4) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.10%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(5) (略)

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、信託契約締結日から2022年11月24日までとします。

<訂正後>

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、信託契約締結日から2022年11月24日までとします。—

信託期間を無期限化する投資信託約款の変更手続きを行っています。約款変更が決定した場合、2020年1月24日以降は「2022年11月24日まで」から「無期限」となります。詳しくは、「第一部【証券情報】(12)【その他】a. 申し込みの方法 投資信託約款の変更について」をご確認ください。